

山梨県公報

第七百五十七号

平成十九年

五月七日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定施設要件の変更予定……………三二五

道路の供用開始(二件)……………三二五

都市計画事業の事業計画の変更認可……………三二六

公告

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退……………三二六

開発行為に関する工事の完了について……………三二六

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施……………三二六

その他

落札者等の決定について(二件)……………三二八

告示

山梨県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成十九年五月七日

山梨県知事

横 内 正 明

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月七日

山梨県知事

横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町大字西保下字北井 一七一九番の一地先から 山梨市牧丘町大字西保下字原ノ 前二〇八八番の三地先まで	八二・五	平成十九年 五月七日

山梨県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)(において、この告示の日から平成十九年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月七日

山梨県知事

横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日

県道	大菩薩峠線	北都留郡小菅村字西沢五三九五番地先から北都留郡小菅村字西沢五三九七番地先まで	二六・四	平成十九年五月七日
----	-------	--	------	-----------

山梨県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年五月七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 施行者の名称
西桂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成七年七月十七日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第百七号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号及び平成十七年山梨県告示第千六百五十四号の事業地に、西桂町大字下暮地字入田、字宮下並びに字宮の前地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
変更なし

公 告

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一一三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。

山梨県知事 横内 正明

名 称	所在地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	辞退年月日
-----	-----	----------------	---------	-------

医療法人 聡心 会 葦崎相互病 院	葦崎市本町一 丁目一六番一 号	一九一〇九一〇 五四四	介護療養型医療 施設	平成十九年三月 三十一日
-------------------------	-----------------------	----------------	---------------	-----------------

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年五月七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字花鳥九六三の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条六百二十番地一の一〇二 株式会社青春ワークス 代表取締役 佐々木せつ子

公安委員会

● 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成十九年五月七日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田 美枝

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

1 区分及び実施日時

(一) 法第二條第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年十月十六日（火）から同月十九日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、十九日は午前九時から午後三時までとする。

(二) 法第二條第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年七月三日（火）及び同月四日（水）の午前八時三十分から午後五時まで

(三) 法第二條第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年六月十一日(月)及び同月十二日(火)の午前八時三十分から午後五時まで

2 実施場所

甲府市宝一丁目二番一〇号 山梨県農業共済会館二階研修室

二 受講定員

各三十人

三 受講対象者

受講を希望する講習に係る警備業務以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第一項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)(又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)(の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四條に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一條第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。)(に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課(受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇)あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること(電話一本につき一人の受付とし、受理専用電話以外での受付は行わない。)(

(二) 事前申込受付期間

次に掲げる警備業務の区分ごとに行つて。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であつても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

ア 法第二條第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年九月二十日(木)及び同月二十一日(金)の午前九時から午後五時まで

イ 法第二條第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年六月十四日(木)及び同月十五日(金)の午前九時から午後五時まで

ウ 法第二條第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年五月二十一日(月)及び同月二十二日(火)の午前九時から午後五時まで

2 受講申込手続

1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次に掲げる警備業務の区分により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

ア 法第二條第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年九月二十六日(水)から同月二十八日(金)までの午前九時から午後五時まで

イ 法第二條第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年六月十八日(月)から同月二十日(水)までの午前九時から午後五時まで

ウ 法第二條第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年五月二十三日(水)から同月二十五日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

イ 写真（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 一枚

ウ 資格者証又は修了証明書の写し

エ 受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面

(1) 三一に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(2) 三二に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

(3) 三三に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(4) 三四に該当する者

旧一級検定に係る合格証の写し

(5) 三五に該当する者

旧二級検定に係る合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

オ 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(三) 受講手数料

次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 二万三千元

イ 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 一万四千元

ウ 法第二条第一項第三号に規定する警備業務 一万四千元

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）に提出し、受理番号を申告すること。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備協会（所在地 甲府市宝一丁目二番一〇号）に委

託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了審査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める時間に受付を済ませること。

(一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 午前八時三十分から午前八時五十分まで

(二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 午前八時から午前八時二十分まで

(三) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務 午前八時から午前八時二十分まで

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせることに。

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年五月七日

山梨県立あけぼの医療福祉センター 所長 佐藤 英 貴

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立あけぼの医療福祉センター 清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番

三 落札者を決定した日

平成十九年二月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社三友 山梨県甲府市塩部四丁目五番二十三号

五 落札金額

二千九百五十四万七千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十九年一月十八日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年五月七日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 随意契約に係る物品の名称及び数量

セレザイム注二〇〇単位 四百バイアル（予定数量）

二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スズケン甲府支店 山梨県中央市流通団地三丁目七番二号

五 随意契約に係る契約金額

一バイアルあたり 十五万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番